

同一入札への参加が制限される「資本関係」・「人的関係」について

(平成 27 年 3 月 6 日付 国地契第 91 号適用)

以下の制限基準に該当する複数の入札参加資格者がある場合は、その複数の資格者が同一の入札に参加することはできない。

制限基準

資本関係

- ① 会社法上の「親会社」と「子会社」の関係にある会社同士
- ② 会社法上の「親会社」が同じ「子会社」同士

人的関係

- ③ 一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」を兼任している場合
- ④ 契約締結権者が同一人物
- ⑤ 単体企業とその単体企業を構成員に含む組合

親会社とは

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法第 2 条第 4 号)

※ 法務省令＝会社法施行規則第 3 条

子会社とは

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法第 2 条第 3 号)

※ 法務省令＝会社法施行規則第 3 条

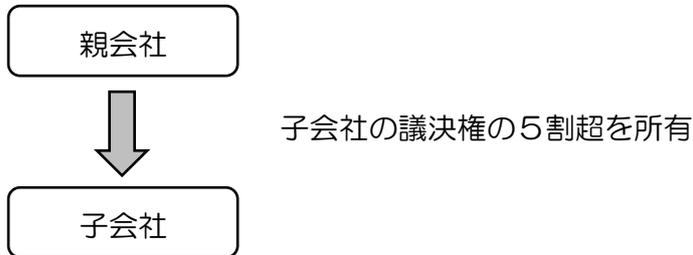
役員とは

- ・ 代表取締役
- ・ 取締役（非常勤取締役を含む。社外取締役を除く。）
- ・ 会社更生法または民事再生法の規定により選任された管財人
- ・ 委員会設置会社における執行役または代表取締役。

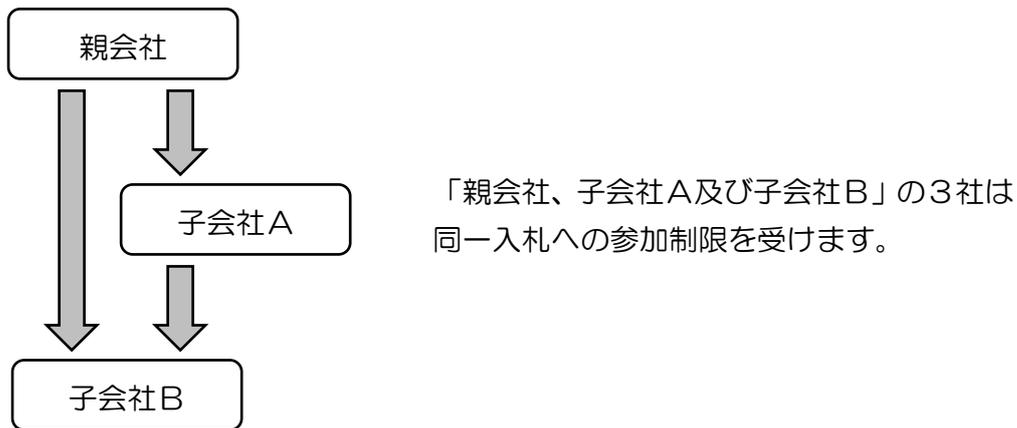
※ 監査役及び執行役員は「役員」の対象外です。

「親会社」「子会社」の凡例

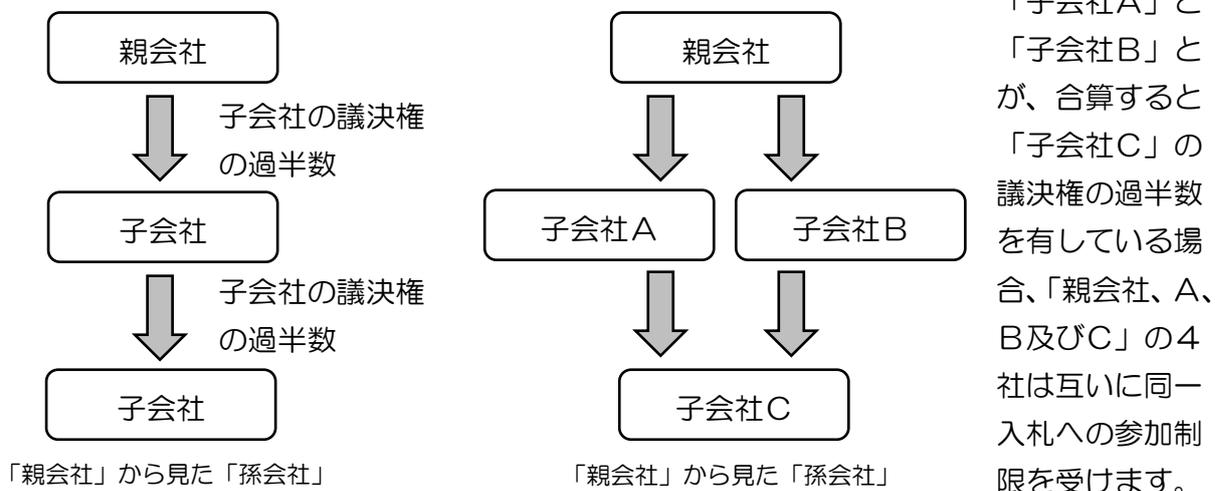
1. 直接過半数の議決権を有している場合



2. 親会社と子会社を合わせて議決権の過半数を有している場合

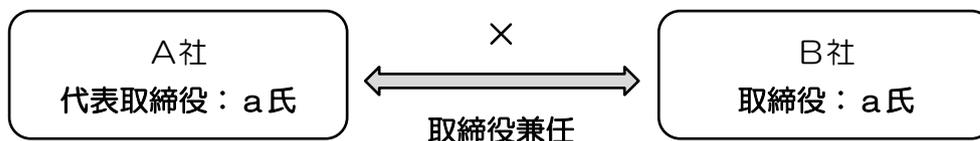


3. 子会社が議決権の過半数を有している場合



人的関係の凡例

1. A社の代表取締役がB社の取締役を兼ねている



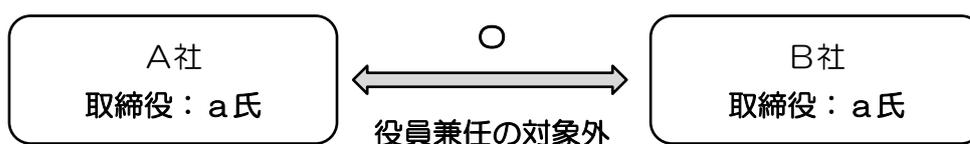
A社とB社の両方が同一入札に参加することはできない。

2. A社の代表取締役がB社の監査役を兼ねている



監査役は「役員」の対象外としているため、A社とB社の両方が同一入札に参加することは可能。

3. A社の取締役がB社（民事再生手続き開始決定済）の取締役を兼ねている



※民事再生手続き開始決定済

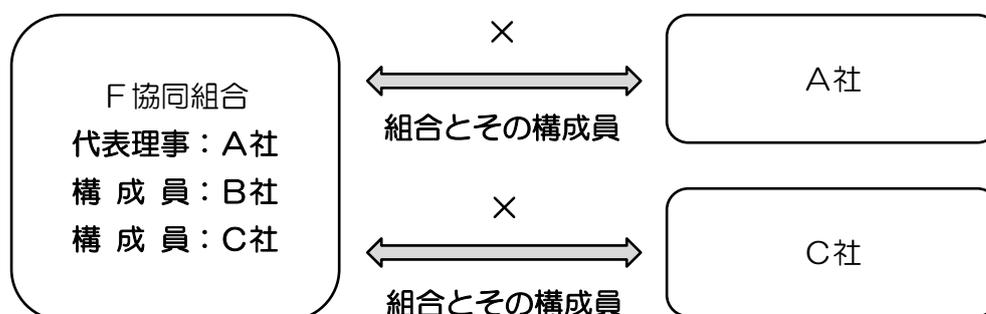
A社とB社の両方が同一入札に参加することは可能。

4. 契約締結権者にかかる取扱い

例えば、「〇〇建設株式会社△△支店」と「××土木株式会社□□営業所」が入札参加有資格者として登録されており、「〇〇建設株式会社」の契約締結権者である△△支店長と「××土木株式会社」の契約締結権者である□□営業所所長が同一人物である場合、「〇〇建設株式会社」と「××土木株式会社」は同一入札に参加できない。

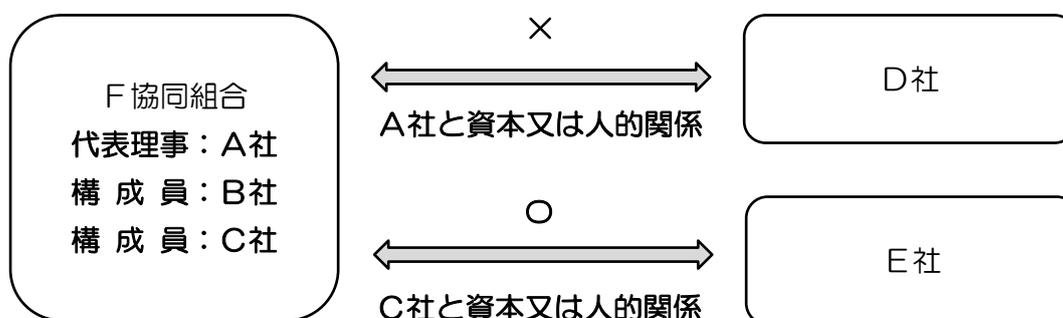
組合等の凡例

1. A社及びB社がF協同組合の構成員となっている



A社又はC社とF協同組合は同一入札に参加することはできない。
入札の適正さが阻害されうる要員があることから、複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人は、同一入札に参加することができない。

2. A社とD社が資本又は人的関係、C社とE社が資本又は人的関係を有する



F協同組合の代表者であるA社と資本又は人的関係を有するD社は、F協同組合と同時に同一入札に参加することはできない。
ただし、F協同組合の構成員であるC社と資本又は人的関係を有するE社は、F協同組合と同時に同一入札に参加することは可能。